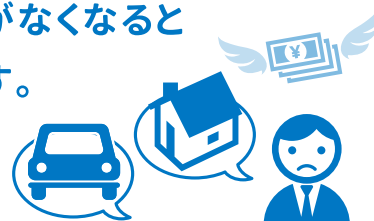


Q

ギャンブルや浪費などの無駄遣いはしていませんが、生活費で借入が多額になっています。家や車がなくなると生活ができないので、自己破産は避けたいです。どうにかならないでしょうか。



A

「生活費のため借入れを続けていくうちに多額になった」、「夫が急病で働けなくなり借金をするようになった」。借金の相談を受けることは多いですが、このような話はよく聞きます。ご質問のケースもそうですが、借金の問題は誰にでも起こりうる法律問題といえます。

その解決方法としては、債務整理があります。ご存じのとおり、自己破産では、一定基準以上の財産を所持している場合、失うことになります。不動産や古い車しか所持していない場合には、自己破産により生活の立直しを図ることが有用です。

他方で、家や新車など価値の高い財産を所持している場合には、自己破産は避けたいという方も多いです。このような場合、任意整理や民事再生の利用が考えられます。任意整理では、将来の利息を軽減したり、毎月の返済額を小さくするよう交渉したりします。また、民事再生では、財産や収入を踏まえて債務を縮減ができるかを検討します。算出された金額について原則3年間での返済が可能であれば、計画を立てて返済を行っていきます。これらの手続きでは、必ずしも家や新車を失うことにはなりません。ご質問のケースでは、いずれかの方法により、生活を立て直すことを試みるのが有用です。

このように、お悩みに応じて適切な解決方法は異なります。借金を返すために、別の会社から借りるようになれば、短期間で金額が膨らむことが多いです。そうなる前にご相談をもらえれば解決方法の幅も広がります。お悩みの際は、お早めに専門家までご相談することをおすすめします。

弁護士

お困りの際は、お気軽にご相談ください。
速やかに対応します。

借金、離婚、相続などは誰にでも起こりうる法律問題です。このような身近な法律問題に加えて、刑事事件にも熱心に取り組んでいます。事前に相談を頂ければ土日・夜間にも対応できます。まずはお電話を頂けると幸いです。

令和元年6月1日開所

吉丸法律事務所

(佐賀県弁護士会所属)

小城市三日月町長神田2236

AM9:00~PM5:00

休/土日祝(事前予約にて休日対応可)

<https://www.yoshimaru-law.net>

☎0952-97-5152

FAX 0952-97-5153



弁護士

吉丸 雄輝